

第 3 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

令和5年10月2日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第3回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和5年10月2日(月曜日)

午前9時59分開議

午前10時59分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第4号 令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)

議案第6号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 専決処分の報告及び承認について

報告第14号 一般社団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第15号 公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第16号 公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第17号 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項  
生活保護費不正受給に係る裁判結果について

出席委員(8人)

委員長 楠本千秋

副委員長 坂梨剛昭

委員 岩下栄一

委員 岩中伸司

委員 藤川隆夫

委員 鎌田聡

委員 高野洋介

委員 杉 篤ミカ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 沼川敦彦

総括審議員

兼政策審議監 坂本公一

医監 池田洋一郎

長寿社会局長 城内智昭

子ども・

障がい福祉局長 木山晋介

健康局長 野中眞治

健康福祉政策課長 本田敦美

首席審議員

兼健康危機管理課長 椎場泰三

首席審議員

兼高齢者支援課長 下村正宣

首席審議員

兼認知症対策・

地域ケア推進課長 米澤祐介

社会福祉課長 原田義隆

首席審議員

兼子ども未来課長 木村和子

子ども家庭福祉課長 岩村聡子

障がい者支援課長 高三潜晋

医療政策課長 笠新

国保・高齢者医療課長 浦田武史

健康づくり推進課長 小夏香

薬務衛生課長 境啓満

病院局

病院事業管理者 竹内信義  
総務経営課長 川上竜也

事務局職員出席者

議事課主幹 宗像克彦  
政務調査課主幹 時吉啓通

午前9時59分開議

○楠本千秋委員長 ただいまから第3回厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、沼川健康福祉部長。

○沼川健康福祉部長 おはようございます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。

県内の感染状況については、4月下旬から緩やかに感染者数が増加し、7月下旬からは一時的に減少が見られたものの、最近はやや横ばいとなっております。

このような状況の中、医療提供体制については、特に大きな混乱もなく対応できており、幅広い医療機関による自律的な通常への移行が着実に進んでおります。

一方で、国は、冬の感染拡大に備え、9月末までとしていた新型コロナの医療提供体制の移行期間を、来年3月まで延長することとしました。

また、9月20日からは、初回接種を終了した全ての方を対象にワクチン接種が開始されたところです。

県としましては、今後も感染状況を注視し

ながら、引き続き、県民が安心して生活できるよう、市町村や医療機関等と連携して対応してまいります。

続きまして、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係1議案、条例関係4議案、報告4件でございます。

まず、議案第1号の令和5年度熊本県一般会計補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策としては、児童扶養手当受給者等に対する低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給に要する経費など、総額1億円余の増額、通常分としては、令和3年度国庫補助金の額の確定等に伴う返納金など30億1,000万円余の増額で、総額31億1,000万円余の増額をお願いしております。

また、条例等関係につきましては、議案第6号、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外3議案を提案しております。

次に、報告関係につきましては、報告第14号、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について外3件を御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要です。

また、その他報告として、生活保護費不正受給に係る裁判結果についてを御報告させていただきます。

詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○楠本千秋委員長 引き続き、担当課長から、議案第1号の説明をお願いいたします。

○本田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

令和5年度9月補正予算関係について御説明申し上げます。

厚生常任委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

社会福祉総務費でございます。

右側の説明欄を御覧ください。

1、社会福祉諸費、新型コロナウイルス困りごと支援事業は、コロナ禍が長期化する中、食料品等の物価高騰により経済的に厳しい状況にある方々に対し、生活支援を実施する事業でございますが、今回は、独り親家庭への支援を行う団体等の活動、具体的には、独り親世帯に対し、食料品配付などを行うものですが、こちらに要する経費に対する助成として、1,240万円の増額をお願いしております。

次に、2、国庫支出金返納金につきましては、令和3年度国庫補助金の額の確定に伴う返納金として、768万円余を計上しております。

健康福祉政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

令和5年度9月補正予算関係について御説明申し上げます。

厚生常任委員会説明資料の3ページをお願いします。

まず、上段の公衆衛生総務費でございますが、4,672万円余の増額補正をお願いしております。

これは、令和3年度の新型コロナ緊急包括支援交付金の事業費確定に伴う精算返納金でございます。

次に、予防費でございますけれども、1,553万円余の増額補正をお願いしております。

これは、説明欄に記載のとおり、保健環境科学研究所で使用する検査機器の購入に要す

る経費でございます。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

右側説明欄で御説明させていただきます。

まず、1の国庫支出金返納金につきましては、令和3年度新型コロナ対策補助の確定に伴う返還分となります。

次の段、1、私学振興助成費の(1)教育支援体制整備事業は、認定こども園や幼稚園等における新型コロナ感染症対策や朝の登園時等の補助員配置について支援を行うものです。

(2)の給食費支援事業は、食材費の高騰による給食費の値上げを防ぐため、私学助成を受ける幼稚園や認可外保育園に係ります経費分を支援します。

なお、保育所等施設分は、県市町村課の物価高騰対応生活者支援交付金で対応しております。

(3)の就学前教育・保育施設整備事業は、保育所や認定こども園等の施設整備に係る補助制度で、従来、保育は厚生労働省、幼児教育は文部科学省と、別々の交付金が今回一本化されたことに伴い、幼稚園型認定こども園の整備費補助において、新たに市町村の負担が発生するため、令和6年度まで市町村の負担なしでの整備を認める経過措置を設けるものです。

以上、子ども未来課は、総額9,412万4,000円を計上しております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料5ページをお願いいたします。

児童福祉総務費につきましては、令和3年

度事業の国庫補助金の額の確定に伴う返納金として、423万円余をお願いしております。

下段の母子福祉費につきまして、右の説明欄を御覧ください。

ひとり親対策費の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金につきまして、2,500万円の増額をお願いしております。

この給付金は、国による低所得の子育て世帯に対する児童1人当たり5万円の特別給付金でございます。このうち、県が支給事務を担当する児童扶養手当の受給者等である独り親世帯分につきましては、今年の4月に専決処分ですべて確保し、5月から支給しておりますが、今回は、これまでの支給実績から所要額の増加が見込まれますので、増額補正をお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課といたしましては、総額2,923万円余の増額を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高三瀆障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

私ども、2項目お願い申し上げております。

まず、上段でございますけれども、こども総合療育センターに係ります、いわゆる入所児童の感染防止に係るシャワートローリー、いわゆる入浴がそのままできるストレッチャーを購入したいということで補正をお願いしております。

また、下段でございますけれども、これは、県立病院の事業会計繰越金として、ここの医療センターに係ります新型コロナウイルス感染症の低減に係る備品購入でございまして、入院時、入院食の配膳台車等の購入に係る費用でございまして。

9月補正といたしまして、合計313万円余りの増額をお願いしております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

令和5年度9月補正予算として、公衆衛生総務費で27億8,292万円の増額補正をお願いしております。

右側説明欄をお願いいたします。

1の保健医療推進対策費のうち、(1)医療施設等施設・設備整備費は、災害時に傷病者が多数発生した場合に対応可能な受入れスペースの整備を行う災害拠点病院に対して助成を行うもので、熊本労災病院に対する助成となっております。

(2)の地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業(コロナ臨時交付金)につきましては、新型コロナウイルス感染防止に係るくまもとメディカルネットワークシステムの整備を行う熊本県医師会に対して助成を行うものでございます。

具体的には、これまで紙ベースで処理をしておりましたくまもとメディカルネットワークへの県民の参加同意手続等をアプリ化したしまして、スマートフォンを利用して行えるようにするものでございます。

次に、2、国庫支出金返納金につきましては、令和3年度新型コロナ緊急包括支援交付金等に伴う返納金でございまして。

これは、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保するため、病床確保料の助成など、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の精算に係るものになります。

医療政策課の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料8ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で9,212万円余の増額をお願いしております。

これは、令和3年度に実施いたしました国

庫補助事業の額の確定に伴う返納金でございます。

健康づくり推進課は以上でございます。

○境薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

薬務費において、3,264万円余の増額をお願いしております。

右側説明欄を御覧ください。

1、国庫支出金返納金は、令和3年度に実施いたしました国庫補助事業の額の確定に伴う返納金でございます。

薬務衛生課の9月補正予算の説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○楠本千秋委員長 次に、議案第6号の説明をお願いします。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料の12ページをお願いいたします。

議案第6号、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

以下、条例案が掲載してございます。

少し飛びますが、15ページをお開きください。

15ページ、条例案の概要で御説明申し上げます。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行等に伴い、関係条例の規定を整理するものです。

2の内容についてでございますが、アからカまでの6つの条例について、厚生労働省からこども家庭庁への読替え等を整理してございます。

3の施行期日は、公布の日からとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○楠本千秋委員長 次に、議案第7号の説明をお願いします。

○境薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

資料の16ページをお願いいたします。

まず、議案第7号、熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正内容は、第5条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改めるものでございます。

概要につきましては、右の17ページを基に御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨につきましては、旅館業法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものでございます。

次に、2の内容でございます。

条例第5条において、法律の規定に基づき、宿泊を拒むことができる事由を規定してございますが、その法律の条項が改正されたことに伴い、根拠規定の条項ずれを改正するものでございます。

3の施行期日につきましては、こちらに記載のとおりとしております。

以上でございます。

○楠本千秋委員長 次に、議案第8号の説明をお願いします。

○境薬務衛生課長 資料の18ページをお願いいたします。

議案第8号、熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正内容は、資料に記載してございます。

右側の概要について、資料19ページを基に御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨については、興行場法の一部改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2の内容を御覧ください。

条例第4条の2に規定する営業者の地位の承継の届出に関する条文を整備するものでございます。

3の施行期日については、資料に記載のとおりとしてございます。

薬務衛生課からは以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○楠本千秋委員長 次に、議案第26号の説明をお願いします。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の20ページをお願いします。

議案第26号、専決処分の報告及び承認についてでございます。

詳細につきましては、21ページの概要により御説明をさせていただきます。

21ページを御覧ください。

まず、本事案ですけれども、新型コロナウイルス感染症の業務支援員用として人吉保健所に配備したレンタルパソコンの破損及び宇城保健所に配付しましたレンタルパソコンの部品の紛失が判明しまして、契約の相手方から、賃貸借契約に基づき、損害賠償の支払いを求められたというものでございます。

過失割合につきましては、そこに記載のとおり、県が100%ということで、賠償額4万4,880円で、相手方のテンプラス株式会社と和解したものでございます。

今後、このようなことがないように、管理を徹底してまいりたいというふうに思いま

す。

説明は以上でございます。

○楠本千秋委員長 次に、報告第14号の説明をお願いします。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

資料の22ページをお願いいたします。

報告第14号、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する資料の提出についてでございます。

説明は、23ページのほうでさせていただきます。

23ページをお願いいたします。

まず、1の財団の概要でございますが、設立年月日は平成3年11月1日として、設立の目的は、高齢者の生きがいや健康づくりに関する事業を行い、もって長寿を喜べる社会の実現に寄与するとしております。

主な出捐者は、県、市町村、民間企業でございます。県が3億円、市町村が1億円、民間企業が約1.2億円の合計5.2億円の出捐金となっております。

次に、2の令和4年度の事業報告でございますが、主なものを3つ挙げております。

(1)の熊本さわやか大学校の開校につきましては、高齢者の生きがい再発見やリーダー育成を目的としまして、熊本市と八代市で開講しております。

(2)のシルバー作品展は、県立美術館の分館で開催していきまして、昨年度は、273点の出展がっております。

(3)の高齢者への就労支援事業につきましては、県総合福祉センターや各地域振興局の計11か所に無料職業紹介所を設置しまして、高齢者への職業相談や職業紹介等を行っております。

次に、3の令和4年度の決算についてですが、経常収益は6,137万円余、経常費用は

6,021万円余でして、増減額は116万円余のプラスとなっております。

次に、令和5年度の事業計画ですが、これは、昨年度と同様な事業を予定しております。

最後に、今年度の予算でございますが、ねんりんピック基金からの繰入額の減による経常収益の減少を見込む一方で、これらを踏まえた経常費用の増額を見込んだことから、増減額が800万円余のマイナスとなっておりますが、これは、1,000万円を超えます繰越金により対応することとしております。

今後とも、当該法人の予算執行に当たりましては、より一層効率的な執行と適切な運営を図れるよう指導、助言をまいります。

高齢者支援課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○楠本千秋委員長 次に、報告第15号の説明をお願いします。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の24ページをお願いいたします。

報告第15号、公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況について御報告いたします。

概要は、次の25ページで御説明いたします。

まず、1の財団の概要ですが、熊本県総合保健センターは、生活習慣病予防やがん予防のため、健康診断や保健指導などによる県民の健康の向上を目的に、昭和60年に設立され、平成24年に公益財団法人に移行しております。

次に、2の令和4年度事業報告です。

主な事業を御説明いたします。

(1)保健事業の推進では、コロナ禍でも受診しやすい健診体制に努め、受診者数が約37万4,000人と、コロナ禍前の令和元年度の98

%まで回復してきております。

次に、3の令和4年度決算の概要です。

経常収益が21億7,619万円余、経常費用は19億6,759万円余となり、当期経常増減額は2億860万円余の増となっております。この分は、設備整備積立金に充てるなど適正に処理されております。

次に、4の令和5年度事業計画です。

おおむね令和4年度と同様の事業を予定しております。

最後に、5の令和5年度予算の概要です。

経常収益は21億6,880万円余、経常費用は21億9,944万円余、当期経常増減額をマイナスの3,064万円と見込んでおります。

これは、経常費用におきまして、退職給付などの人件費の増や新施設設計委託費用など、前年度より約2億円の増を見込んでいるためです。

なお、不足分につきましては、前年度からの繰越額により補填する予定でございます。

今後とも、公益財団法人としてより適切な運営が行われますよう指導に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○楠本千秋委員長 最後に、報告16号及び報告17号の説明をお願いします。

○境薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

報告議案2件につきまして御説明申し上げます。

資料の26ページをお願いいたします。

まず、報告第16号、公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

これにつきましては、資料27ページの概要を基に御説明申し上げます。

1の財団の概要でございます。

この法人は、アイバンク事業及び移植医療



の普及促進に関する事業を行うことにより、県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的として、昭和54年3月29日に設立され、平成25年4月1日付で公益財団法人に移行してございます。

主な出捐者としまして、熊本県、全市町村、肥後銀行等の団体でございます。

次に、2の令和4年度事業報告でございます。

主なものを3つ御紹介させていただきます。

まず、(1)の普及啓発事業は、移植医療に対する県民の理解と協力が得られるよう普及啓発を行っております。

(2)の摘出あっせん業務により、眼球の提供者が11人ございまして、利用眼球数は17眼でございました。

(3)の組織適合検査費用の助成については、腎移植希望者の新規登録のための組織適合検査費用の一部を補助してございます。

3の令和4年度決算でございます。

(1)の経常収益は、収益の決算額は、2,463万円余であります。

次に、(2)の経常費用でございますが、決算額は、2,300万円余であります。

経常収益から経常費用を差し引いた(3)の当期経常増減額は、162万円余の黒字となっております。

4の令和5年度事業計画でございますが、おおむね昨年度と同様の事業実施を予定しております。

最後に、5の令和5年度予算でございますが、おおむね昨年と同様の予算額により事業を実施する予定としており、経常収益は2,308万円余、経常費用は2,308万円余となっております。

続きまして、資料の28ページをお願いいたします。

報告第17号、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類

の提出についてでございます。

これにつきましては、資料29ページの概要を基に御説明申し上げます。

1の財団の概要でございますが、この法人は、理容、美容、旅館などの生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて、利用者または消費者の利益の擁護を図ることを目的として、昭和58年3月22日に設立されたもので、平成25年4月1日付で公益財団法人に移行しております。

主な出捐者につきましては、熊本県、県内11業種の生活衛生同業組合でございます。

次に、2の令和4年度事業報告でございます。

まず、(1)の生活衛生関係営業指導事業は、経営相談、融資相談及び苦情相談に対応するものでございます。

(2)の景気動向等調査事業は、県内70の生衛業者に対して、景気動向や設備投資の動向を四半期ごとに調査するものでございます。

(3)の生活衛生営業振興助成事業は、各同業組合が実施する生衛業の振興のための事業に助成をするものでございます。

3の令和4年度決算でございます。

(1)の経常収益の決算額は、3,402万円余であります。

次に、(2)の経常費用でございますが、決算額は、3,384万円余でございます。

経常収益から経常費用を差し引いた(3)の当期経常増減額は、17万円余の黒字となっております。

4の令和5年度事業計画でございますが、おおむね昨年度と同様の事業実施を予定しております。

最後に、5の令和5年度予算でございますが、経常収益は2,894万円余、経常費用は2,893万円余でございます。当期経常増減額は、1万円余の黒字となっております。

今御説明申し上げました2つの財団の予算

執行に当たりましては、今後とも、より一層効率的な執行を心がけ、適切な運営が行われますよう指導に努めてまいりたいと考えております。

薬務衛生課は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○楠本千秋委員長 続いて、病院局の審査に移ります。

まず、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いいたします。

○竹内病院事業管理者 病院局でございます。

今定例会に提案しております病院局関係の議案の概要について御説明させていただきます。

今回は、予算関係として、議案第4号、令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)1件でございます。

これは、こころの医療センターにおける衛生環境を向上させるため、138万円余の増額補正をお願いするものです。

詳細につきましては、この後、総務経営課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○楠本千秋委員長 引き続き、担当課長から、議案第4号の説明をお願いします。

○川上総務経営課長 総務経営課でございます。

資料は、お戻りいただきまして、11ページをお願いいたします。

病院事業会計の資本的支出に係る補正予算でございます。

右側の説明欄を御覧ください。

建設改良費で138万円余の増額補正をお願いしております。

これは、こころの医療センターにおきます新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、入院患者への給食提供に係る衛生面の強化のための備品、下膳車購入に要する経費でございます。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○楠本千秋委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べられてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

なお、発言する際は、マイクを自分の口元にしっかり向けて明瞭な発言をいただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○藤川隆夫委員 部長の総括説明のところで、新型コロナウイルス感染症の話が出てきております。

現在、第9波は若干減少傾向にあるかと思えます。代わりにインフルエンザが増えてきている状況があります。そのような中で、医療提供体制を9月から来年の3月まで延ばすという話がありました。9月末まで病床提供体制もこれを3月まで同じような形で延ばすのか、それとも少しずつ減らしながら延ばしていくのかという話を、一つお聞かせいただければと思います。

また、当然発熱外来も今いろんなところでされてますけれども、それに対してもどのようにされていくのかという話をお聞かせいただければと思います。

また、あわせて、オミクロン株から新たなエリス株等に置き換わりつつあるというふうにいるんですけども、今の熊本県内におけ

るその状況はどのようになっているのか。また、そこをちょっと併せてお知らせいただければと思います。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

まず、お尋ねのありました入院関係の医療提供体制についてお答えをさせていただきます。

9月末までは、700床を超える確保病床を確保した上で入院患者の受入れを行ってきたところでございますけれども、今後、年度末に向けましては、重症、中等症の患者に重点化を図るといような国の方針を受けまして、確保病床の数の見直しを行っていくこととしております。

具体的には、感染の拡大期をフェーズで分けまして、それに応じて国のほうから確保病床の目安数がお示しをされますので、その数に応じて、各医療機関、地域ごとのバランス等も考えながら、確保病床を決めていくこととしております。

制度といたしましては、10月1日から制度が変わるということになっておりますが、若干、国が制度改正示されたのが、遅れもありましたので、10月いっぱい、年度末までの確保病床の在り方を整理いたしまして、10月末までにそれを確定して、運用をしていくというふうな予定としております。

医療政策課からは以上でございます。

○藤川隆夫委員 ちょっといいですか。今ベッドの件で、病床確保の件なんですけれども、今おっしゃったように見直しをすると。なおかつ、国が示した案で、それに合わせた形で少しずつ減らしていったりしていくという今話だったろうと思います。

そのような中で、ただ、病床確保のある程度目安を示さないと、医療機関自体がどういう形で病床確保しているのか、恐らく分から

なくなってくると思う。そういう意味においては、できる限り早めに国から示されたものに対して対応できる形——当然、重症、中等症しかもう病床には入っていかないというふうに考えますので、そこをできる限り早めにやっていかないと、恐らく急に言われても、ほかの病気で入院されててベッドを空けるとい話になってくる可能性があるので、そういうことで、そこはぜひ早めの手を打っていただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○椎場健康危機管理課長 すみません、藤川議員からの御質問の発熱外来の件、それからゲノム変異株の状況について御説明をさせていただきます。

まず、発熱外来につきましては、現在、もともと5類移行時に777の医療機関で対応しております。これが、8月の時点で815まで増えております。過去のインフルエンザの流行時の診療経験がある医療機関とか、そういったものの医療実績とか、そういったものと比較しますと、大体8割程度ぐらいのもう医療機関で対応されているのではないかとというふうに思っておりますので、引き続き、各医療機関で対応していただけるように、働きかけをしてまいりたいと思っております。

それから、変異株の状況でございますけれども、国内では、EG.5.1といいまして、通称エリスと言っている株が流行しております。今現在、熊本県においても同様の傾向でございます。この株が最近になってちょっと少なくなってきましたけれども、主流は、もうこの株ということでございます。

○藤川隆夫委員 今ので感染状況含めて分かりました。

もう1点だけちょっと、委員長いいですか。

○楠本千秋委員長 はい、どうぞ。

○藤川隆夫委員 新たに第7回目のワクチン接種が既に始まっているんですけども、その接種率自体が、それほど高くないというのが現場感覚として今持っていますので、主に、今は65歳以上と医療従事者並びに基礎疾患をお持ちの方が中心だろうというふうに思っているんですけども、今後、いろんな形でこのワクチン接種を進めていく上において、現在は、主に市町村が主体でやられています。逆に言うと、どこでも打てる環境というのをこれから先はつくっていく必要があるのじゃないかなというふうに思っております。その市町村に限らず、よその市町村でも打てるような形をつくらないと、この接種率自体は上がってこないというふうに考えていますので、そのことと、ちょっとさっき言ったことと2つお答え願えれば。

接種率がどのようになっているのかということと、さっき言った広域化はできないかという話をちょっとお聞かせください。

○椎場健康危機管理課長 まず、ワクチン接種の接種率でございます。

まず、5月8日から、先生おっしゃったとおり、令和5年の春開始接種ということで、高齢者及び基礎疾患を持っている方に対する接種が行われております。こちらにつきましては、県内の場合ですけれども、対象者数、総数55万人に対しまして、大体55.6%の接種率であったというふうに聞いております。

今回なんですけれども、9月20日から秋開始接種ということで、今後は、対象者を初回接種を終了した方に対して接種をしていくということになります。ですから、先ほど申しました、いわゆる高齢者とか基礎疾患お持ちの方、それも含めまして、ほかの方も含めまして、初回接種を完了した方に対して接種を推進していくということになります。

ただし、接種のいわゆる努力義務とか接種

勧奨につきましては、高齢者とか基礎疾患を持っている方に限定をされているという状況でございます。

ただ、ワクチンにつきましては、一定の重症化予防の効果とかございますので、県としましても、しっかり広報をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、広域化の話が先生のほうからありました。ワクチン接種の広域化につきましては、現在、定期の予防接種の中で、例えばインフルエンザ等につきましては、医師会の御協力をいただきまして広域化をやっております。こちらについては、現時点では、ちょっとなかなかまだ具体的な取組まで至ってないんですけども、今後、医師会とも相談をする中で、どんな形ができるのかということも検討はしてまいりたいと思いますが、なかなか現時点で市町村を越えてというのはちょっとまだ至ってないという状況でございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 もう今おっしゃったとおり、市町村の壁は厚いと思うんですけども、やっぱりこれは壊しておかないと、当然来年からも年に1回の接種の話が出てくると思います。やはりどこでも打てる環境をつくらないと、やっぱり接種率は上がらないし、それに、それが上がらなければ、やっぱり感染は広がるだけだろうというふうに思っております。

先ほど言いました65歳以下、子供たちも含めて7回目は打てるんですけども、ただ、まだ接種券があんまり来てないような気がするんですけども。なおかつ子供に打つところというのは限られてますし、子供自体に打つという方が少ないわけなので、そういう意味において、逆に言うと、若年者に対する接種というのは、集団接種的なものを本当は考えておいたほうがいいのかというふうに思うん

ですけれども、そこを含めてもう一回、そこだけちょっと。

○椎場健康危機管理課長 まず、接種券の各県民の皆様にお配りされる時期、郵送される時期なんですけれども、こちらについては、それぞれ個別の市町村で対応しております、市町村の中には、まだもう少し遅くなるどころ、それから、もう既に送付開始してるところと、対応は少し違っておりますので、基本的には、まずお住まいの市町村のほうにお問い合せいただくということになるかと思っております。

また、接種状況につきましては、今後、市町村とも意見交換、情報収集させていただきながら、しっかり注視をしてみたいと思っております。

○藤川隆夫委員 ありがとうございます。以上です。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 コロナの感染状況、部長の説明でございましたように、若干増加から横ばいということがございますけれども、最近よく聞くのが、何か後遺症が結構残っているという話を私の身近なところでも聞きますけれども、実際、今は後遺症の対応の医療体制を何かホームページへお知らせされてやられますけれども、実際、どのくらい後遺症ということで受診がされているのか、その辺の状況、分かれば教えていただきたいと思えます。

○椎場健康危機管理課長 コロナの後遺症につきましては、4月の末に後遺症に対応できる医療機関ということで、県のほうから各医療機関の状況を確認させていただいた上で、公表をさせていただいております。

具体的な診療の実績については、ちょっとまだこちらのほうでも把握しておりませんので、そちらについては、今後調査をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○鎌田聡委員 あとは、県のほうの相談とか、そういった中で何か後遺症の話とかは結構来てますか。

○椎場健康危機管理課長 まず、今県のほうで相談を持っているのが、いわゆる体調が急変をしたときの健康相談のダイヤル、それから受診案内をする際のダイヤルということで、相談体制、今2つ持っております。こちらのほうについては、基本的には、やっぱり数件はあっているということですが、まだそんなに数として大きくあっているという状況ではないというふうに聞いております。

○鎌田聡委員 私の肌感覚で申し訳ないんですけれども、何か後遺症の話よく聞くもんですから、ぜひ状況を調べていただきまして、苦しんでる方も多いうふうに伺っておりますので、対応策はなかなか難しいと思えますけれども、こういったことで、どういう状況なのかということをつかんでいただいた上で、また、いろんな対策を練っていただきたいと思えます。

それと、もう1点いいですか。

すみません、最近ネットでちょっと見かけたんですけれども、ワクチンを打って亡くなった方が全国的に311万ぐらいいらっしゃるって、これ、県別で出ているのが、熊本県で4万1,981、この数字が、本当にそういった死亡者の数なのかどうなのか、首相官邸から何か出されているような数字、私、見ましたけれども、何か死亡者とは直接書いてないんですけれども、これは亡くなった数ですよとい

うことで、ネットでは発信されてますけれども、その辺のちょっと正確なところを教えてくださいたいんですけれども。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

コロナワクチンの接種後の健康被害、前回鎌田先生からの御質問ございました。

これまでですけれども、令和3年度から令和5年度までに、県のほうにまず申請があったもの、これが125件でございます。うち、死亡が15件ということになってますが、このうち認定をされたものがございますけれども、認定をされたものが61件、うち死亡事案が含まれてるものが2件という状況になっております。

○鎌田聡委員 先ほど言った数字が、最近、何か首相官邸から、内閣府から出されている数字ということで、もちろん死亡者ということとは記載ないんですよね。ただ、この数は死亡者ですよということでは言われている方がネットでいらっちゃって、その内訳が4万1,981、熊本県が。何かこの数字に思い当たるところありますか。

○椎場健康危機管理課長 すみません、ちょっと思い当たるところがないので、調査をさせていただきます。

○鎌田聡委員 ちょっと正確なところをまた教えていただきたいと思います。

今、先ほどお話しいただいた数字からすると全然桁も違うもんですから、どうなのかなというふうに思ってますね——ただ、ネットで発信されてますから、ちょっとやっぱり不安に思う方も多いんじゃないかなと思いますので、ちょっと正確なところをしっかりと調べて教えていただきたいと思います。

もう1点あります。

すみません、議案の関係で、4ページの子ども未来課になりますけれども、給食費の支援事業、(2)番で、私学助成の園と認可外保育施設におきまして、給食費のかかり増し経費ということで計上されておりますけれども、実際、その私学の園とか認可外で給食を提供しているところがどのくらいあって、分母と分子、これをちょっと教えていただきたいと思っておりますけれども。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

私学助成につきましては、8園対象でございます。それから、認可外保育施設につきましては、これは熊本市所管分を除いた数となりますけれども、全部で77施設のうち、給食を実施しておられるところが56施設という数字でございます。

○鎌田聡委員 私学助成、その8施設のほうは全部給食実施。

○木村子ども未来課長 8施設、全て給食ということで伺っております。

○鎌田聡委員 分かりました。結構給食出されてるなということですが、あとは、これはもう小中学校か分かりませんが、どこか給食の請負業者が、非常に厳しい状況で提供できないという話が、広島のほうだったですかね、ありましたけれども、こことは全く関係ないですか。県内の業者については、業者というか、自分のところでやられているかどうか分かりませんが、そういった影響は全く出てないかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

現状、そのような業者さんのほうで窮状が

起こっているというようなことは聞いておりません。

以上でございます。

○鎌田聡委員 分かりました。なかなかやっぱり物価もまたさらに上がっていったる状況でございますので、これで十分なのかどうかということも、今後また向き合っていく必要があると思いますけれども、ぜひまた御対応方よろしくお願ひしたいと思ひます。

○岩下栄一委員 私は高齢者だもんですから、第7回目の接種券がもう来ました。ドクターから、はよしたがええぞと言われておりますので、病院に予約しましたら、もうあと10日ぐらいで接種できるということでしかも隣の病院だもんだから通っていく必要もない、大変ありがたいことだと思っております。

コロナ感染者、周囲にいっぱいおって、いつ何どき感染するか分からぬと、いつも恐怖にさいなまれながら生きてきましたけれども、7回目打てばもう大丈夫かなというような気もいたしますので、大変ありがたいことだと思っております。

質問は、予防費なんですけれども、3ページ。保健環境科学研究所の検査機器は、コロナに特化したやつですか。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

今回補正予算として上げさせていただいてるものは、コロナの関連で補助事業がございまして、その対象になるようなものを選定しております。具体的には、昨年度も同様の形で、保環研のコロナ対応の機器の整備ということで、これまで更新できなかったものについて更新をさせていただいております。

また、6月補正でも、健康福祉政策課のほうから、施設も含めて、いわゆる補正をさせ

ていただいております。今回の事案は、令和6年度もしくは令和7年度あたりに更新を予定しているものについて、前倒しで更新をさせていただきたいということで考えております。もともと耐用年数もかなり過ぎておりました。いつ壊れてもおかしくないというふうな状況もございまして、今回、そういう形で予算を活用して整備をさせていただくというものでございます。

○岩下栄一委員 非常に老朽化していることは、監査で行って痛感しました。コロナに特化するだけでなく、保環研の業務は非常に幅広いので、あと農薬とか、あるいは食品衛生とか、寄生虫とか、いろいろ研究対象がたくさんあるはずなんです。あるいは放射能なんかも含まれますので、今後、そうしたコロナ以外の県民の健康を守るための項目について、順次対応して整備していただきますようお願いをいたしておきます。

これ、要望です。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第6号から第8号まで及び第26号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可

決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が1件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○原田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

報告事項について説明申し上げます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

その他報告、生活保護費不正受給に係る裁判結果についてでございます。

1の事案の概要ですが、生活保護受給者が、遺族年金等の収入を申告せず、約12年にわたって生活保護費を不正に受給していたものでございます。収入を認めず、また、なかなか返済にも応じず、悪質であったことから、令和3年3月31日に、県の福祉事務所としては初めて警察に被害届を提出しまして、先月の9月5日に判決が言い渡されました。

2の不正受給額ですが、1,160万2,050円になります。

3の判決内容ですが、被告人は、球磨福祉事務所管内在住の60代の女性、懲役2年6か月、執行猶予5年の有罪判決が言い渡されて、判決が確定しております。

今後の対応でございますが、不正受給の未然防止、早期発見のため、引き続き、被保護者への収入資産申告義務の周知、関係機関に対する調査等に万全を期しまして、不正受給

事案が発生した際には遅滞なく徴収に努めてまいります。

社会福祉課からの報告は以上でございます。

○楠本千秋委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 生活保護の不正受給のチェックというか検査、そういうシステムはないんですか。

○原田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

生活保護は、開始の審査の時点で、年金受給があるかどうかにつきましては年金事務所のほうに照会をしましたり、あるいは収入、それから資産については、預貯金等で確認、それから御本人からの申告に基づいて行っております。

ただ、このケースにつきましては、不正受給した分といいますのが遺族共済年金でございます。共済年金は、当時は、システム上、国民年金と統合されてなかったものですから、それで、年金事務所に照会をかけたんですけれども、この遺族年金については、そのシステムの連携がしてなかったものですから、当時、それで発覚が遅れたというものでございます。

ただ、現時点では、共済年金と国民年金、それから厚生年金も、全てシステムが一元化されてますので、今後は、そのような見落としはないものと考えております。

○岩下栄一委員 不正受給は、全国で推定約4兆円に上ると言われております。実際、本当に必要な人に手厚くいかずに、そういう不正受給者が、今月も小遣い銭が入ったぞとい



うような感じで悪用されてもらっては、やっぱり制度の本来の趣旨に反しますし、やっぱりチェックシステムをつくり上げていくというのが大事じゃないかなと思うんですけども。

私は地元の町内会長してるけれども、町内の中にも何か怪しい人が何人もいますよ。パチンコ行ってこようかねというごた感じの。シングルマザーで大変生活に苦労している人もいます。病気で苦労している人もいます。そういう必要などところには届かずに、不要なところには遊興費としてお金が行くというのは、やっぱり公正な社会としてはちょっと問題があるのじゃないかなと、これ、つくづく思わうわけです。一応感想として。

4兆円といえば—防衛費は幾らですか、防衛費に匹敵するような生活保護費を不正受給したというのは、もうこれは国家的な損失ですよ。よろしく願いしておきます。

○楠本千秋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○岩下栄一委員 答えは要りません。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他のその他に入りますが、委員から何かありませんか。

○高野洋介委員 八代の地域医療推進協議会に出席をいたしまして、いろんな御意見が出たんですけども、1点、皆様方をお願いといたしますか、調査してほしいことがあるんですけども、救急車のことについてなんですけれども、救急車を安易に呼ぶという方もいらっしゃるんじゃないかという話もあります。タクシー代わりに使うという状況も現場

ではお聞きしますし、ぜひそれを、まず、市町村に確認を取って、何がどういう形であるのがいけないかということをも整理をしてほしいと思っています。

それと、もう1点お願いしたいのが、夜、救急車を仕方なく呼ばなければいけない部分があると思います。きちんとした形で、体調悪くなって救急車を呼んだ。夜、救急病院に運ばれて検査をしてもらったけれども、回復して帰らなければいけなくなった。そのときに、我々のような田舎にはタクシーもいないんですね。タクシーもいないので、帰るすべがないんですよ、高齢者の場合は。

だから、こういったところを今後市町村と連携して、どういうふうな体制を取るかというのが、非常に私、市町村も含めて行政に試される時じゃないかなというふうに思いますので、福祉タクシーを使うとか、そういう形も必要なのかもしれませんが、ぜひ一回、行政のほうで、市町等と連携をして、こういった場合にはこういうふうなことをしながら、費用を取るとか取らないとかということまで含めてやっていただきたいなと思っています。

本当に、我々のような、田舎にはタクシーも夜いないというような状況で困っておりますので、そういった現場現場、地域地域に合った政策、対策のほうをぜひよろしくお願いしたいと思っています。

もう答弁は要りませんので、今後、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんでしょうか。—よろしいですね。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第3回厚生常  
任委員会を閉会いたします。

午前10時59分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

厚生常任委員会委員長